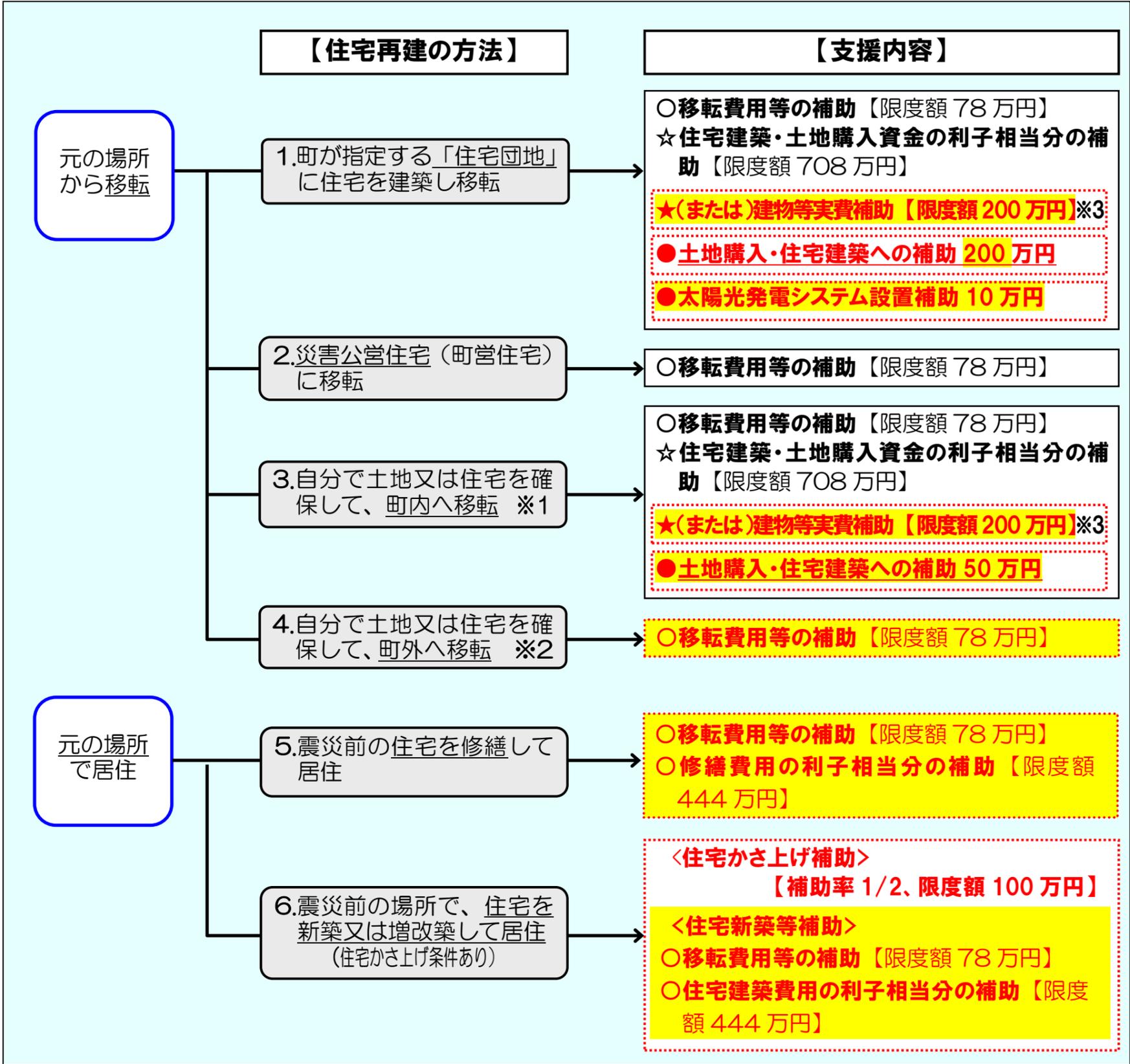


【案】

お住まいの再建方法と支援内容の確認

災害危険区域の第3種区域に居住されていた世帯



赤字は、町独自の補助制度

赤字(黄色背景)は、平成 25 年▲月に追加したもの

※1 第1種・第2種災害危険区域への移転、借家への移転は補助対象外
 ※2 借家への移転は補助対象外
 ※3 (対象経費 - 被災者生活再建支援制度の加算支援金)×1/10

※この内容をもとに、平成25年7月18日の臨時議会にて予算承認を受けています。